

組合等登記令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（継続の登記）</p> <p>第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。</p> <p>（継続の登記の申請）</p> <p>第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（特則）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第十七条第一項ただし書の規定は、<u>外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、特許業務法人又は弁護士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のもの氏、名又は住所の変更</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（特則）</p> <p>第二十六条（同上）</p> <p>2～5（同上）</p> <p>6 第十七条第一項ただし書の規定は、<u>監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、特許業務法人又は弁護士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のもの氏、名又は住所の変更の登記に準用する。</u></p>

の登記に準用する。

(削る。)

(削る。)

別表(第一条、第二条、第六条、第七条の二、第十七条、第二十条関係)

名称	根拠法	登記事項
委託者保護基金	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)	資産の総額
外国法事務弁護士法人	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年)	社員(外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 社員の原資格国法

7| 弁護士法人が弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の二十四の規定により継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

8| 前項の登記の申請書には、弁護士法第三十条の二十四の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

別表(第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係)

名称	根拠法	登記事項
委託者保護基金	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)	資産の総額
(新設)		

貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十	<p style="text-align: right;">法律第六十六号）</p> <p>社員が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法  合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め  電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む以下「電子公告関係事項」という。）</p> <p>資産の総額</p>
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十	<p>資産の総額</p>

	(略)	監査法人
二号)	(略)	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）
(略)	(略)	社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。） 社員が公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員であるときは、その旨 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
二号)	(同上)	監査法人
(同上)	(同上)	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）
(同上)	(同上)	社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。） 社員が公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員であるときは、その旨 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得

(略)	弁護士法人	(略)	
(略)	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)	(略)	
(略)	社員(弁護士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項	(略)	
(同上)	弁護士法人	(同上)	
(同上)	弁護士法	(同上)	
(同上)	社員(弁護士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項	(同上)	ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。